

国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業における 共催団体企画案等の審査にあたって

「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業における共催団体募集要項」（令和 2 年 2 月 13 日 各団体等に配付、以下「募集要項」という。）に記載の内容に従い、下記の趣旨・目的を踏まえ、かつ、各要件を満たすかを観点に審査を実施する。

共催団体については、提案のあった団体の中から、男女共同参画推進連携会議企画委員会及び内閣府による審査において高い評価点を得ているなど、一定の条件を満たす団体を、本事業の予算の範囲内で複数選定する。その際、委員からの意見に基づき、共催団体の選定について条件を付す場合がある。

<趣旨・目的>

本事業は、広く一般の人々が男女共同参画の推進課題に関する理解を深めることの重要性を踏まえ、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取り組みを推進することを目的とし、本事業の実施により各団体の連携を深め、以て男女共同参画社会づくりの推進力向上を図るものである。

<審査要件>

(1) : 具体性 (募集要項 2. (1))

事業内容が男女共同参画の推進に資する 具体的なテーマに関連したものであり、当該事業を通して働きかける対象が明確であること。

<評価のポイント>

- ・ 具体的な課題設定か
- ・ 事業を実施することで主催団体の活性化や他団体との連携が図れるか
- ・ 働きかける対象が明確であるか

(2) 協働性／連携性 (募集要項 2. (2) 及び 3.)

内閣府、男女共同参画推進連携会議と事業の提案団体が それぞれ連携を深め、今後の男女共同参画社会づくりの推進力向上が期待できること。

<評価のポイント>

- ・ 事業の提案団体が以下の①～③のいずれに該当するか
(※いずれの区分に該当するかについては事務局で確認を行う。以下の①>②>③の順で高得点)
 - ① 複数の連携会議構成団体
 - ② 連携会議構成団体及び外部の団体
 - ③ 単一団体の主催であるが、後援等により他団体との連携協力が見込まれるもの
- ・ 事業を通じて主催団体が互いに連携を深め、今後の男女共同参画社会づくりの推進力向上が期待できるか
- ・ 過去 3 年間に共催事業に採択された団体については、前回と比べ連携会議構成団体との連携拡大が行われているか

(3) 有効性 (募集要項 2. (3))

事業の対象は、当該団体の構成員・関係者だけでなく、広く一般を対象とすること。また、一般に対し周知・参加呼びかけを行う有効な手段を講じたもの、あるいは教材等が広く有効に利用されるための工夫がなされているものであること。

<評価のポイント>

(セミナー等)

- ・実施する内容に対して見込みの集客数の規模が適正か
- ・周知に工夫が図られているか
- ・周知等において男性の参加を促進するための工夫がされていることが望ましい

(教材等)

- ・教材の内容に対して配布対象や規模、具体的な配布先の見込みが適切か
- ・作成に当たっては有識者や連携会議の構成団体などから知見を得たか
- ・教材が広く有効に利用されるための工夫がなされているか

(4) 発展性 (募集要項 2. (4))

事業の 実施結果・成果を検証し、テーマに関する参加者の問題意識、事業に対する参加者の評価、今後の改善すべき点を事後的に明らかにする体制を有すること。

<評価のポイント>

- ・事業成果の検証・評価・活用を行う体制があるか
- ・事業において取り組んだテーマを中心に、問題解決の活動主体として持続的な連携・協働を行う見通しを示していることが望ましい

(5) 計画性／効率性 (募集要項 4. (5))

内閣府にて負担する経費として、適切な分・必要個数等の見積りが明示されていること。

<評価のポイント>

- ・事業の内容に対して過剰な見積もりとなっていないか
※主な経費について内閣府より目安額を示している。
- ・謝金・旅費・宿泊費が内閣府規定に定める金額に準拠していること。
(※謝金・旅費・宿泊費は内閣府規定に基づいているか否かについては事務局で確認を行う)